

平成26年度～29年度の活動状況

福井大学
遠赤外領域開発研究センター
自己点検評価報告書
平成31年1月

平成 31 年 1 月

平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動に対する
自己点検評価報告書

遠赤外領域開発研究センター
自己点検評価委員会

このたび、平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動に対する自己点検評価を実施した。評価実施体制は以下の通りである。

自己点検評価委員会

- 委員長 谷 正彦（センター長）
委員 光藤誠太郎（副センター長、寒剤供給セクション長）
山本晃司（広報委員長、連携研究企画室長）
斉藤輝雄（研究主幹）
立松芳典

評価参考資料

1. 平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動概要
2. 平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動状況詳細資料

平成 30 年 12 月時点において、学内部局の評価に関する方針・評価基準等は、平成 28 年度の本学の組織再編を受けて検討途中である。そのため今回の自己点検評価は、既存の下記方針・評価基準に沿って行った。

- (1) 福井大学評価結果活用方針（平成 19 年 1 月 15 日 評価委員会決定）
- (2) 本学の改革推進における「全学運営体制の改革」中の学内各センターの統合と再編に係る対応について（平成 18 年 5 月 17 日 役員会承認）
- (3) 福井大学学内共同教育研究施設等における自己点検評価基準（平成 18 年 8 月 29 日 評価委員会決定）

なお、一部センターの活動評価になじまない評価基準は他の基準と合わせて評価した。評価は、上記評価参考資料 1（活動概要として引用）および、2（詳細資料として引用）に基づく。

各基準は次の 4 段階で評価した。

- S 非常に優れている
- A 優れている。
- B おおむね標準的である。
- C 努力が必要である。

以下、評価基準毎に評価結果とそのように評価した理由を示す。

なお、評価参考資料の2. 平成26年度～29年度における遠赤外領域開発研究センターの活動状況詳細資料の一部は、遠赤外領域開発研究センターが毎年作成する研究成果年次報告書「遠赤外領域開発研究」より抜粋した。

基準 1 施設等の設置目的

- 1-1 設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的に適合するものであること。
- 1-2 設置目的が、本学構成員に周知されているとともに、地域・社会に公表されていること。

評価 S

評価理由

福井大学遠赤外領域開発研究センターの設置目的は、福井大学遠赤外領域開発研究センター規程（福大規程第 43 号、以下センター規程）第 2 条に、「センターは、遠赤外領域の基礎技術、応用技術及び新技術等の開発・活用に関する研究を推進するとともに、遠赤外領域の研究拠点としての役割を果たし、もって本学における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。」と明確に定められている。これは、福井大学学則第 1 条にある福井大学の目的、「福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする。」に沿っている。

また、評価期間前半の平成 26 年度・27 年度が含まれる第 2 期中期目標の研究に関する目標中、目指すべき研究の水準において、「① 独創的かつ特色のある重点研究を推進し、国際・国内研究拠点の形成を目指す。② 科学技術の発展に寄与する学術研究を推進する。」とあり、中期計画の対応項目において、「②-4 世界的に優れた高出力遠赤外光源開発、遠赤外新分光・計測研究、遠赤外領域物性研究及び高出力遠赤外新技術開発研究を推進する。」と定められている。評価期間後半の平成 28 年度・29 年度が含まれる第 3 期中期目標の研究水準及び研究の成果等に関する目標において、「①国際・国内研究拠点の形成を目指し、先端的画像医学研究、遠赤外領域開発・応用研究、原子力安全・危機管理研究、教師教育研究などを学内横断的かつ重点的に推進する。」とあり、中期計画の対応項目において、「①-2 我が国唯一で世界的にも優れた高出力遠赤外光源ジャイロトロンの研究開発実績を踏まえ（中略）新しい学術研究としての遠赤外分光・計測研究、遠赤外領域の先端科学研究および高出力遠赤外技術開発研究を推進し（後略）」と定められている。さらに、国立大学としての本学のミッションの再定義において、遠赤外領域分野が工学分野の重点 5 分野の 1 つに挙げられている。

センター規程は本学 eOffice 上で公表されている。さらにセンターパンフレット、ホームページにおいてもセンターの目的を公表している。

このように、評価基準 1-1、1-2 のいずれも明確に満たしていることから S 評価とした。

基準 2 施設等の組織（実施体制）

- 2-1 組織構成が、設置目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 設置目的を達成する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

評価 A

評価理由

センター規程第 3 条の目的を達成するため、基幹研究部門（4 研究グループで構成）、国際研究

部門、客員研究部門、協力研究部門の4つの研究部門、研究主幹、国際連携担当が置かれている。また、センター内に寒剤供給セクションが設置（平成18年度）され、文京地区の寒剤供給業務に当たっている。これらの組織が有機的に連携し、センターの目的達成のため適切に機能している。

センターでは、運営の効率化のため、組織体制の改善に継続的に取り組んできた。まず平成26年度に、センターの研究計画、人事計画を長期的、戦略的に検討するための将来計画検討ワーキンググループ（センター外の教員も含めて構成される将来構想検討小委員会とは別）を形成し、学内連携および国内外の共同研究を機動的、効率的に推進するための連携研究企画室を設置した。平成28年度に国際的研究拠点としての組織整備のため、従来あった4つの基幹研究部門、2つの客員研究部門、3つの協力研究部門を統廃合し、基幹研究部門（4研究グループで構成）、国際研究部門、客員研究部門、協力研究部門に再編した。

センターの運営では、センター規程第4条により、センター長、副センター長がおかれ、同規程第8条に基づいておかれている福井大学遠赤外領域開発研究センター運営委員会（以下、運営委員会）との連携の下、適切な運営がなされている。運営委員会の開催状況、審議事項は詳細資料各年度II-D遠赤外領域開発研究センター活動の記録に記載されている。

なお、センターは文部科学大臣の指定する共同利用・共同研究拠点を目指し、上記のような組織整備および共同研究の取り組みを行ってきた。平成28年度からの認定を目指し申請を行ったが、認定に至っていない。一方、本センターは平成28年度より、大学の【戦略2】「特色と強み、地域特性を踏まえた研究分野における「知」の創出と研究拠点形成」の【取組7】「世界最高レベルのジャイロトン技術を基盤とする遠赤外領域開発・応用研究の国際拠点組織整備（研究組織整備）」（平成28年度～平成33年度）の取り組み部局として、遠赤外/テラヘルツ領域の国際拠点形成のための事業を推進している。また、第3期中期目標・中期計画（平成28年度～平成33年度）においても国際・国内研究拠点の形成を目指し、遠赤外領域開発・応用研究を学内横断的かつ重点的に推進することが求められている。したがって、文部科学大臣の指定する共同利用・共同研究拠点として認定されるかどうかにかかわらず、センターは国内外研究機関との共同研究の推進、拠点機能の強化に努め、運営体制のさらなる整備を行う必要がある。

以上のように組織構成が適切に改善されるとともに、設置目的を達成する上で必要な運営体制の整備が行われ、うまく機能していると言える。

基準3 教員及び支援者

3-1 設置目的を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

評価 A

評価理由

（専任教員の配置）

専任教員は平成26年度は教授4名、准教授3名の計7名であったが、国際的な研究拠点としての組織体制の充実を図るため、平成28年度に工学部からの転任により助教1名を、また平成29年度には学長ポイントを利用して、助教1名を新規採用し、計9名となった。このことから、センターの設置目的および国際的な研究拠点としての機能を果たすための専任教員の配置は改善されつつあると言える。

(特命教員の配置)

教員は専任教員以外にも、国際交流・国際共同研究のための外国人招へい教員（年 4～6 名）、クロスアポイントメント制度に基づく外国人特命教員（平成 29 年度から採用、年 3～6 名）を採用している。前者はセンターの学長裁量経費による非常勤給与予算、後者は国際拠点組織整備のための事業（【戦略 2】【取組 7】）予算（運営費交付金）によるものである。これら以外には外部資金、概算要求に基づく特別経費（運営費交付金）、大学からの支援経費（機能強化経費）などにより 3～4 名の特命教員を雇用している。これら特命教員はそれぞれのプロジェクトや事業目的に沿った研究業務を遂行しているが、センターの設置目的を達成する上でも、重要な人員である。

3-2 教員の採用及び昇格に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

評価 A

評価理由

センターの教員の採用及び昇格等の人事の扱いについては、平成 29 年度後半に、方針および手続きの変更があり、平成 30 年度以降のセンターの専任教員、特命教員の採用審査は工学系部門会議で、外国人招へい教員（外国人研究員）の招へい教授・招へい准教授の称号付与については、工学系部門の代議員会で審査されることとなった。これにより、教員の採用及び昇格審査は、センター内の議論にとどまらず、工学系部門という大きな組織において、広く意見を聞くことが可能になり、より審査の公平性・透明性が高まった。

一方、センターの人事ポイントは福井大学の学内共同研究施設としての扱いのままであり、その管理・運用指針については不明確な点が多く、今後長期的な人事計画を立てるうえでも、センターの人事ポイントの管理・運用指針についての整理が必要である。

3-3 設置目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

評価 評価基準 6 と合わせて評価する。

3-4 設置目的を遂行するために必要な支援者の配置や補助者の活用が適切に行われていること。

評価 C

評価理由

(事務支援体制)

支援組織として研究推進課が支援業務を担うとともに、センターで雇用する事務職員が研究推進課と連携し、センターの事務的な業務を担当している。センターの研究活動、国内外の共同研究が活発化し、それに併せて事務的な業務量も増加している。それに対応するため、まずセンター長の業務支援のため事務補佐員を平成 26 年度より 1 名（週 3 日勤務）雇用している。また、海外からの研究者受け入れ等の国際連携に関する業務支援のための教務補佐員を平成 29 年度より 1 名増員した。現在このような人員配置と体制で、事務的な業務を適切に行っているが、平成 29 年度に文部科学省へ申請した共同利用・共同研究拠点認定の不採択通知には、不採択理由の一

つとして、「常勤の技術職員・事務職員が配置されていないなど支援スタッフの体制も十分とは言えない」（原文まま）ことが指摘されている。したがって理想的にはセンター独自の事務部門を設置し、常勤の事務職を配置することが望ましい。

（技術職員の配置）

一方、全学の寒剤供給を担っている寒剤供給セクションの業務およびその他の研究支援業務はセンターの研究支援推進員（研究補助員）1名と工学部の技術部からの派遣による技術職員（2~3名）が行っているが、雇用契約および予算的制約から、寒剤供給業務は平成28年度より派遣契約による技術者が担当し、技術部の人員構成の変化からセンターへの工学部の技術部からの派遣による技術職員数も平成29年度現在で、1名に減っている。このため現在の研究支援の技術職員の配置は十分とは言えない状況に至っている。とくに寒剤供給業務は全学的な業務であることから、寒剤供給に必要な技能と知識をもった人材の確保とその雇用のための予算確保は喫緊に解決すべき問題である。また前出の拠点認定の不採択理由として指摘された問題点を解決するためにも、常勤の技術職員を配置することが望ましい。

（研究機関研究員）

センターでは教員を補佐し、教員とともに研究業務を担うための研究機関研究員を2~3名雇用している。研究機関研究員はセンターの設置目的の研究業務および国内および国際的な共同研究の重要な担い手である。しかし、給与面での待遇がかならずしもよいといえず人材を確保することが難しくなっているため、十分な予算確保が課題といえる。

基準4 学生・研究者等の受け入れ

- 4-1 設置目的に沿って、求める学生・研究者像が明確に定められ、公表・周知されていること。
- 4-2 設置目的に沿って、適切な学生・研究者等の受け入れが実施され、機能していること。

評価 S

評価理由

センターは、工学部および工学研究科の教育を担っている。求める学生像は工学部・工学研究科で明確にされている。

現在、センター専任教員は工学部物理工学科および電気・電子工学科から卒業研究生の受け入れ・指導を担当している。センター専任教員は全員、工学研究科担当資格を認定されており、物理工学専攻および電気・電子工学専攻の大学院生を指導している。工学研究科の方針に従い、大学院生の指導は複数の教員がコミュニティを結成して行っており（プログラム・オブ・スタディ・コミュニティ:POS）、履修や研究の指導を行うとともに、学生からの相談もできるような支援体制ができています。平成26年度~29年度の指導数は、卒業研究論文58編、修士論文22編、博士論文2編にのぼり、十分な教育貢献をしていると判断される（詳細資料各年度II）-IV）教育成果参照）。

また、若手研究者としての機関研究員も年度毎に1～3名を雇用し、外部資金、競争的資金による特命助教および研究員の雇用も含めると4年間の若手研究者延べ雇用数は17名である。センターは、若手研究者に研究の機会を提供して教育を行う重要な場となっているとともに、自立して研究を行える環境を供給している。

この他、平成28年度から大学への重点支援①に対応した教育研究活動（プロジェクト等）（【戦略2】【取組7】「世界最高レベルのジャイロトロンを用いた遠赤外領域開発・応用研究の拠点形成による新たな学問研究領域の開拓・創出」）によって若手海外研修・招へいプログラムを新たに開始し、海外からの若手研究者をセンターに招き教育を行うと同時に、研究の場を提供している。またこのプログラムでは、センターの若手研究者、大学院生の海外での研究、国際学会参加も支援し、海外での教育・研究を経験できる機会を与えている。平成28年度、29年度の2年間で、このプログラムにより海外から招いた若手研究者は6名、センターから海外研修に派遣した若手研究者は12名にのぼり、このプログラムは十分目的を達成している。

共同研究のために来訪する研究者に対しての旅費支給等の事務支援は、研究推進課のサポート体制を確立している。センター利用マニュアル・安全マニュアル等も整備されている。

以上の理由で、評価をSとした。なお、基準7に関する評価もこの項に含んだ。

基準5 活動状況

5-1 設置目的に沿った活動が、充分に行われていること。

評価 S

評価理由

センターの行うべき業務は、センター規程3条に示されている。

- (1) 遠赤外光の発生、受信、伝送等遠赤外基礎技術の開発研究に関すること。
 - (2) 物性研究、核融合理工学研究及び新素材開発研究への遠赤外応用技術の開発・活用研究に関すること。
 - (3) その他遠赤外領域新技術の開発研究に関すること。
 - (4) 国内外の研究組織との協力により、遠赤外研究の最前線を究め、この分野の研究拠点の役割を果たすこと。
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務
- これらのうち、(1)項から(3)項は研究業務であり、基準6で評価する。

(4)項に関しては、毎年増減はあるものの平成29年度は海外11機関と学術交流協定、10機関と共同研究覚書を締結し、国際共同研究を展開している。さらに、平成27年度からは、従来の海外6機関・国内2機関との連携による国際コンソーシアム「国際連携による「サブミリ波ジャイロトロンの開発と応用」に関する研究推進」を再編・拡大し、センターを含む国内3機関、海外10機関で構成される「高出力テラヘルツ領域開発研究推進のための国際コンソーシアム（英語名：International Consortium for Development of High Power Terahertz Science and Technology）」を展開し、センターはその拠点となっている。詳細は活動概要5. 国際交流、国際

貢献および6. 社会貢献の項参照。客員教授、招へい教授の制度により、学術交流協定機関を、中心に著名な外国人研究者を平成26年度～29年度で延べ22名招へいし、国際交流を展開している。加えて、平成28年度からは【戦略2】【取組7】の「世界最高レベルのジャイロトロン技術を基盤とする遠赤外領域開発・応用研究の国際拠点組織整備」事業により、外国人クロスアポイントメント制度が実現し、平成29年度には3名の外国人特命教授を雇用し、拠点組織整備が進んだ。これらの拠点整備により、国際共著論文も平成26年度9件から平成29年度は16件と期間を通して毎年右肩上がりに増加しており、これはセンターの国際的研究拠点機能が強化されている証である。

センターは多数の国内研究機関と共同研究を実施し、既に遠赤外領域において国内研究拠点としての機能を果たしているが、さらにその機能を充実させるため、平成23年度から公募型国内共同研究を開始している。これは制度的には学内措置によるものであるが、上記共同利用・共同研究拠点の運営に準拠する体制を整備し、課題の公募・採択審査・成果報告等において、外部に対して透明性を保つ運営が行われている。詳細は活動概要7. 国内共同研究の項参照。

(5) 項はセンターの研究活動をサポート・発展させるための活動として評価する。

センターでは2つの大学ベンチャーを通じて国内外の公的研究機関に高周波ジャイロトロンやテラヘルツ分光装置に用いられる素子などが供給され、また技術コンサルティングによりセンターで開発された技術・知識を社会に普及している。

また、平成27年度に再編・拡大を行った国際コンソーシアムでは、コンソーシアムに参加する研究機関の業績や、トピックスをまとめたニュースレターを年4回発行し、この分野の研究拠点の役割を果たしている。

さらに、平成18年度以降センターに置かれている寒剤供給セクションは、文京地区の寒剤供給に多大な貢献を行っている。これは、センターの研究のみならず文京地区の寒剤を用いる研究の基盤的活動である。また、工学部附属超低温物性実験施設と協力して、高圧ガスに関する保安教育も担っている。これらの活動は高く評価されるべきである。(活動概要2. センターの運営、6. 社会貢献参照。)

5-2 活動状況の結果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。

評価 A

評価理由

センターの活動状況は、年度ごとに詳細な成果報告書として印刷・公表されている。これは、和文・英文の両方が公表されている(活動概要8. センターセミナー開催、成果報告書等の発行による成果発信参照)。この他に、和文・英文両方のパンフレットを発行している。センターホームページ(<http://fir.u-fukui.ac.jp/>)上でもセンターの活動状況が公表されている。

また平成28年度には約2カ月にわたり文部科学省エントランスにおいて「たたみ一畳分の装置で素粒子に迫る」と題して研究成果の展示を行っている。

基準 6 設置目的の成果

6-1 設置目的の成果や効果が上がっていること。

評価 S

評価理由

センターの設置目的であるセンター規程第 3 条の研究業務を再掲すると、

- (1) 遠赤外光の発生、受信、伝送等遠赤外基礎技術の開発研究に関すること。
- (2) 物性研究、核融合理工学研究及び新素材開発研究への遠赤外応用技術の開発・活用研究に関すること。
- (3) その他遠赤外領域新技術の開発研究に関すること。

である。

評価の根拠としては活動概要 10. 研究成果の概略および詳細資料各年度 II-III)研究成果の公表の状況に詳細に記載されている。そのため、以下では簡単な記述にとどめる。

ジャイロトロンの開発においては、モードコンバータ内蔵ジャイロトロン、多周波数発振ガウシアンビーム出力ジャイロトロン、周波数連続可変ジャイロトロン、サブテラヘルツ帯高出力パルスジャイロトロン、ダブルビームジャイロトロンという多岐にわたるジャイロトロンが開発された。これらは、動的核偏極(DNP)による核磁気共鳴(NMR)の感度向上(DNP-NMR 分光)、ポジトロニウムの超微細構造の直接測定、ミリ波放電、ZnO 単結晶からの発光現象など従来までの応用研究の継続進展に加えて、新しい研究分野へのジャイロトロンの利用も開始され、成果をあげている。ポジトロニウムの超微細構造の直接測定については、文部科学省のエントランス展示を行い、新聞記事でも報道された(詳細資料平成 28 年度付録)。

材料、物性分野の研究として、ジャイロトロン光源を用いたパルス法 ESR 測定システムやパルス強磁場テラヘルツ ESR 測定システムの開発、アルミナセラミックスの焼結、シリカガラスセラミックスの合成などの研究が行われた。また、超低温強磁場 ESR/NMR 二重磁気共鳴測定法、ピエゾアクチュエータを用いた共振器、スピン系の量子効果と低次元性・フラストレーション効果の相乗効果に関する研究がそれぞれ進展した。

テラヘルツ科学分野では、光伝導スイッチ素子を用いた新規なテラヘルツ波の検出素子の開発、ヘテロダイン EO サンプリング法によるテラヘルツ波の検出効率の上昇に関する研究や、チャープパルスを用いた有機液体の時間領域誘導ラマン測定による分光の実証、集束サブテラヘルツ波によるイメージング評価などテラヘルツ波技術の進展があった。シリカガラスの水酸基濃度とテラヘルツ応答の相関や GaAs/AlGaAs 量子井戸、量子ドット半導体、磁気半導体などの光生成キャリアのダイナミクスに関する研究が行われた。

これらの研究に関して、平成 26 年度～29 年度の間に、学術原著論文 89 編、国際会議論文 5 編、国際会議 178 件、国内会議 248 件がそれぞれ発表されている(詳細資料各年度 II-III)研究成果の公表の状況参照)。4 年間として十分な発表数であると評価できる。

基準 7 学生・研究者等の支援等

7-1 設置目的に沿った履修指導・研究指導が適切に行われていること。また、学生・研究者

等の自主的学習を支援する環境が整備され、かつ相談・助言体制等の支援が適切に行われていること。

基準 4 で関連項目として評価した。

基準 8 施設・設備

8-1 設置目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

評価 B

評価理由

センターは、総合研究棟Ⅱとして専用研究棟(6階建て、2630m²)が確保されている。各実験室には先端的な実験研究に対応できる設備が整備されている。平成23年度までに文部科学省特別教育研究経費・特別経費、補正予算による施設整備補助金、学内支援経費等により、先端的な研究設備が充実している。しかしながら本評価期間においては、大学の大きな変革に際して、概算要求の大型設備費は大きく減額され、設備に関してはまったく要求がみとめられない状況が続いている。競争的外部資金による大型設備の導入が行われたことは評価されるが、これまでに比べ設備整備のペースが落ちていることは明らかである。

しかし、学長裁量経費による支援により、主に共同利用の機能強化の観点と緊急性の観点から、共同利用に多く用いられている機器の修理等を行い設備の整備が行われている。今後、老朽化した設備の更新を、どのように進めるか課題が残った。

基準 9 財務

9-1 設置目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定に遂行できるだけの財務基盤を有していること。

9-2 設置目的を達成するための活動の財務上の基盤として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

評価 A

評価理由

センター運営費、教育研究基盤経費の他に、概算要求による文部科学省経費（平成27年度：特別経費（プロジェクト分「国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実」）「わが国唯一の遠赤外ジャイロトロンが切り拓く新学術研究 —福井大学の研究力強化とグローバルに戦える国際研究拠点機能の充実—」、平成28年度～29年度：機能強化分「世界最高レベルのジャイロトロンを用いた遠赤外領域開発・応用研究の拠点形成による新たな学問研究領域の開拓・創出」、及び、共通政策課題分（「全国共同利用・共同実施分」、「新たな共同利用・共同研究体制の充実」）「遠赤外ジャイロトロンを基盤とした新分野創成による国際研究拠点の形成 —福井大学の強み・特色分野の更なる伸張と拠点機能の充実—」）の他、施設整備費補助金、間接経費による学内支援経費等が措置されている。また、科学研究費、受託研究費等の外部資金も多く獲得されている（詳細資料各年度Ⅱ）・Ⅱ）外部からの資金の受け入れ参照）。このことがセンターの研究活動が高い水準に維持

されている基盤である。よって、平成 26 年度～29 年度のセンターの予算獲得状況は高く評価できる。

しかしながら、センター運営費、教育研究基盤経費は年々減少している。また、概算要求の大型設備費は大きく減額され、設備に関してはまったく要求が認められない状況である。このことから、センターの研究活動水準を将来にわたって適切かつ安定に遂行するためには、今後、設備購入のための新たな財源の確保が必須である。

なお、センターの研究支援に不可欠の教務補佐員の給与はセンター運営費から支出されている。また、研究機関研究員の給与が極めて低廉であり、優秀な人材確保のため、給与の増額が必要である。非常勤職員雇用のための予算措置に関しては以前から改善が強く望まれているが、実現されていない。

基準 10 管理運営

10-1 設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

10-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

評価 A

評価理由

センターの管理運営体制はセンター規程に基づいて行われている。センター長はセンターの業務を掌理し、センター専任教員の協力の下、センターを運営している。その他の職員は、センター業務に従事し、センターの教育・研究活動を支援している。センター規程第 8 条に基づいてセンター運営委員会が置かれ、センター運営委員会要項に基づき、センター運営上の必要事項を審議している。センター規程第 9 条に基づき、センターの庶務は総務部研究推進課において処理されている。以上のとおり、管理運営体制は円滑に機能している。

しかし、センター専任の常勤事務職員が配置されていないため、センター運営費を用いて非常勤の教務補佐員 2 名を雇用している。センター規程第 9 条に基づき、センターの庶務は研究推進課において処理されているが、研究推進課はセンター専属の事務組織でない。このため、研究推進課においての事務負担が大きく、事務処理が円滑に進まないことがある。また、共同利用・共同研究拠点認定時の不採択理由の中で固有の事務組織がないことがあげられ、今後、センター専任の常勤事務職員の配置など、事務支援体制の整備も重要な検討課題である。

ま と め

平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動状況を自己点検評価した。評価に当たっては、「福井大学学内共同教育研究施設等における自己点検評価基準（平成 18 年 8 月 29 日、評価委員会決定）」で定められた各基準にしたがった。

平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動概要および平成 26 年度～29 年度における遠赤外領域開発研究センターの活動状況詳細資料に基づき、できる限り客観的な評価に努めた。その結果は上に示したとおりであり、センターの本来の設置目的である遠赤外領域の研究成果、拠点機能、国際交流実績等で高く評価できると判断した。最先端の研究を通じた教育への寄与・社会貢献も高く評価される水準にある。一方、事務支援体制、技術職員の配置、研究機関研究員の待遇は依然として改善されていない。また、設備整備において新規設備の購入がむずかしいこと、老朽化した設備更新の財源確保が必要であることが課題である。これらはセンターの活動レベルを高い水準には維持するためには極めて重要な課題である。改善への努力が必要である。

センターの高く評価される点をさらに維持発展させ、評価の低い点の改善のために今後も努力を継続する決意である。各位のご批判、ご指導をお願いします。